

みなさんからのご意見を募集 (パブリックコメント)します

次の計画案に対する意見募集を行います。

第2期半田市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)

人口減少への対応や地域経済の活性化に向けた今後5か年の基本目標、本市の特色や地域資源を活かし将来にわたって「住みたいまち」、「訪れたいまち」となるための施策をまとめたものです。

計画期間

令和2年度～令和6年度(5年間)

計画の内容(基本目標)

- ①産業を振興し安定して働く場のある「まち」をつくる
- ②市内外から人々が集い活発な交流のある「まち」をつくる
- ③若い世代に選ばれる「まち」をつくる
- ④安全で快適な環境のもとで安心して暮らせる「まち」をつくる

意見の提出(資料の閲覧)期間・場所

◇提出(閲覧)期間

2月28日(金)～3月22日(日)

◇提出(閲覧)場所

市役所(1階意見募集コーナー、4階企画課)、雁宿ホール、市民交流センター、図書館・博物館、公民館(有脇、亀崎、乙川、上池、

岩滑、板山、成岩、神戸)、乙川交流センターニコパル、市ホームページ

意見の提出方法

意見を所定の様式に記入のうえ、閲覧場所に設置した投函箱へ直接提出するか、郵便、FAX、Eメールで提出してください。

※意見提出用紙は、閲覧場所にあります。また市ホームページからもダウンロードできます。

◇郵送 〒475-8666 半田市東洋町2-1 企画課

◇FAX 2180

◇Eメール

kikaku@city.handai.g.jp

意見の取り扱いについて

提出された意見を考慮して、計画の最終案を決定します。また、意見の要旨とそれに対する市の考え方は、市ホームページに掲載するなどして公表します。

※個別の回答はしません。

※賛否の結論だけを示したものや計画と直接関係がないもの、住所・氏名の記入のないものについては受付できません。

問い合わせ

企画課 ☎0605

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の方へ 高額医療・高額介護合算療養費を支給します

同じ世帯で「医療」と「介護サービス」の両方を利用して支払った1年間の自己負担額の合計金額が高額になった場合に、世帯の負担を軽減するため「高額介護合算療養費」・「高額医療合算介護サービス費」を支給します。

申請勸奨のお知らせを送付します

令和元年7月31日時点で、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方のうち、年間の自己負担限度額を超える方には、「申請勸奨のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は、国保年金課へ申請してください。

※世帯に変更があった場合や加入保険の変更などにより「申請勸奨のお知らせ」が送付されない場合があります。詳しくは、国保年金課へお問い合わせください。

職場の健康保険に加入の方は：

令和元年7月31日時点で、職場の健康保険などに加入していた方は、医療保険者(職場の健康保険)へ申請してください。

なお、高齢介護課が発行する「介護保険自己負担額証明書」が必要と

なる場合がありますので、事前に医療保険者(職場の健康保険)へご確認ください。

申請・問い合わせ

◇国民健康保険、後期高齢者医療制度に関すること
国保年金課 ☎0652

◇介護保険に関すること
高齢介護課 ☎0649

医療保険の自己負担額
(高額療養費を除く)

+

介護保険の自己負担額
(高額介護サービス費を除く)

※入院(所)時の食費・居住費、差額ベッド代などは、自己負担額に含まれません。

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療と介護を合計して、自己負担限度額を超えた分を支給します。

※医療(福祉医療受給者を除く)、介護のどちらかの自己負担額が0円の場合や支給額が500円を超えない場合は支給されません。